

STOP!! ハラスメント

令和4年4月



ハラスメント相談室長からのメッセージ

ハラスメントがもたらす深刻な影響

被害者がハラスメントによって自殺に追い込まれたり、心身の健全性を害されることがあります。また、退職や休職を余儀なくされたり、進学の断念・研究や学習の不振など、人権が侵害されることもあります。

さらに、ハラスメントの発生が社会に知れ渡ることによって、大学の名誉と信用が著しく損なわれることもあります。

ハラスメントの防止と対処

教職員を監督する地位にある者及び学生を指導する立場にある教職員は、ハラスメントの防止などの措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければなりません。

そのために、日常の指導などにより、ハラスメントについて教職員及び学生の注意を喚起し、ハラスメントの防止などに関する認識を深めさせてください。

人権尊重の精神をもとに

大学の全構成員が互いに尊敬し合い、人として対等にコミュニケーションを取り、平等に能力を発揮し協力し合える、自由で開放的な環境づくりにつとめましょう。

大阪大学は、ハラスメントを
「見逃しません」「許しません」「厳正に対処します」
みなさん一人一人のご協力をお願いします。

ハラスメント相談室長 坂東 隆男

ハラスメント相談室（秘密厳守）

豊中地区 06-6850-5029

吹田地区 06-6879-6981、06-6879-6982

箕面地区 072-730-5112

相談希望の方はまずはお電話をください。

大阪大学ウェブサイト https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention_sh



編集・発行 キャンパスライフ健康支援・相談センターハラスメント相談室

〒560-0043 豊中市待兼山町1-17 Email: campuslifekenkou-harassment@office.osaka-u.ac.jp